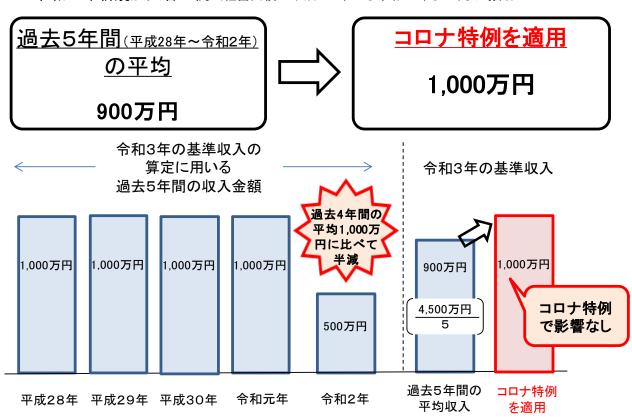
収入保険について 「新型コロナウイルス特例」を設けます!

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の収入が減少した場合であっても、翌年の基準収入(過去5年間の平均が基本)に影響しない特例を設けます。

<仕組み>

○ 令和3年新規加入者の例(経営面積が平成28年から令和3年まで同じ場合)



- ※ 具体的には、令和元年以前の収入を用いて、令和2年の収入(単位面積当たり収入)を調整 し、過去5年間の平均収入を補正します。
- ※ 個人は令和2年の収入を補正し、法人は令和元年又は2年の事業年度のいずれかの収入を補 正できます。
- ※ 令和3年の基準収入は、「令和3年の見込収入金額」も加味して決定します。
- ※ 継続加入を前提に、向こう5年間、補正した令和2年の収入を基準収入の算定に用います。